

教育旅行受入における『新型コロナウイルス感染症』 対策ガイドライン

紀州体験交流ゆめ倶楽部

2021年9月
(2022年7月一部改訂)

【 目 次 】

- I. 本ガイドラインについて
- II. 感染防止のための基本的な考え方
- III. 具体的な感染予防対策【宿泊事業者】
- IV. 具体的な感染予防対策【体験事業者】
- V. 『新しい生活様式』における熱中症対策
- VI. 教育旅行民泊受入家庭の感染予防対策チェックリスト

I. 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要となる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところです。

これを受け、紀州体験交流ゆめ倶楽部では、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大予防を図るため、教育旅行を目的としたお客様の受入に関する各会員、各場面での感染予防対策を規定します。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の感染拡大の動向や専門家の知見等をふまえ、必要に応じて改訂を行うものとします。

II. 感染防止のための基本的な考え方

お客様の健康状態だけでなく、スタッフや関係者の健康状態にも十分配慮し、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが特に高いと考えられ、本ガイドラインは、①②③の各状況を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを趣旨とします。

Ⅲ. 具体的な感染予防対策

【 宿 泊 事 業 者 】

当団体が実施する「民宿分宿」による宿泊の受入については、「全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会」「日本旅館協会」「全日本シティホテル連盟」が作成する「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」を準用します。

1. 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

(1) 留意すべき基本原則

- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保する
- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応）
- ・ロビー、大浴場、食事処等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び宿泊者、入館者に対する周知）
- ・施設及び客室の換気
- ・施設内の定期的な消毒
- ・宿泊客への定期的な手洗い、消毒の要請
- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック

(2) 各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ又はアクリル板、透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置する
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえ、感染防止等を図る

（3）利用の禁止

以下のいずれかに該当する場合、宿泊客並びに従業員の宿泊施設の利用を禁止する

- ①風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や37.5度以上の発熱がある
- ②強いだるさ（けん怠感）や息苦しさがある
- ③咳、痰、胸部の不快感がある
- ④新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある
- ⑤同居家族や身近な知人に感染の疑いがある
- ⑥入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある
- ⑦嗅覚や味覚に異常を感じる
- ⑧その他、新型コロナウイルス感染症の感染の可能性がある症状がある

2. 各エリア・場面の留意点

（1）入館・チェックイン時（ロビー等）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳、咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得たうえで、速やかに近隣の医療機関に電話で相談し、その指示に従う
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意し、宿泊客等の名簿を適正に管理する
- ・入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館の際に手指の消毒を依頼する
- ・非接触型検温器を使用し、宿泊客等の検温を実施する
- ・代表者がまとめてチェックインを行い、参加者は一つに固まらず、分散して待機するよう要請する
- ・館内案内や客室案内等は、口頭による説明ではなく文書に代える

(2) 客室

①部屋のドアの開閉

- ・ドアノブの清拭消毒

②部屋の設備※への接触

- ・客室清掃時に、消毒剤（洗剤、漂白剤等）を使って表面を清拭

※テレビや空調のリモコン、部屋の照明スイッチ類、金庫、座卓、押し入れ等

③部屋の備品※への接触

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換する。館内用スリッパは使い捨てに替える又は消毒を徹底する

※ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

④換気

- ・空調機を外気導入に設定
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請する

⑤部屋割り

- ・事前に参加者への確認（保護者の同意等）を要請する

(3) 大浴場

入場人数の制限を要請し、次のとおり対応する。

①更衣室

- ・ドアノブ等の清拭消毒
- ・定期的なロッカーの清拭消毒
- ・浴場で貸したタオルを中止し、清潔なタオルの持参を要請する

②浴室内

- ・備品等の清拭消毒
- ・浴室内の換気強化
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保の要請
- ・浴室、浴槽内における会話を控えることを要請

③化粧台

- ・ドライヤー等の備品の清拭消毒
- ・歯ブラシ等は持参を要請

(4) 食事関係

①食事

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請

- ・従業員のマスク着用
- ・発熱、咳、かぜの症状がある人は入場を遠慮するよう要請
- ・食事場所への入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・利用の都度、備品等を清拭消毒
- ・横並び着席の推奨、テーブルや座席の間隔を広げる。
- ・換気強化
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす。
- ・鍋料理や刺身盛り等は、一人鍋や一人盛りに変更する。

②従業員の料理提供

- ・衛生管理の徹底
- ・下膳と同時に料理提供をしない。

③食べ終わった食器類の下げ膳

- ・下げ膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・食事後のテーブル等を消毒

(5) チェックアウト

- ・従業員の手指消毒、返却後のルームキーの消毒

(6) 清掃等の作業

①従業員が客室の布団あげ

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管する。

②客室清掃

- ・清掃時のマスク、使い捨て手袋の着用
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

③浴場清掃

- ・浴室内の設備、備品を清拭消毒
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える。
- ・脱衣所の設備や備品を清拭消毒し、ロッカー内部も清拭消毒

④館内清掃

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を定期的に消毒
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃
- ・自動販売機は、自販機ボタンや取り出し口の頻繁な清拭消毒
- ・宿泊客用スリッパ等は、使用後の清拭消毒、又は使い捨てに変更

(7) トイレ (感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 便器内は、通常の清掃
- 不特定多数が接触する箇所は、清拭消毒
- 洋式トイレの場合、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう要請
- ペーパータオルを設置するか、タオルを持参するよう要請
- ハンドドライヤーは中止し、共通タオルの使用は禁止
- 常時、換気強化

(8) 従業員等の休憩スペース (感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 従業員等はマスクを着用する。
- 対面で食事や会話をしないようにする。
- 常時換気する。
- 共有する物品 (テーブルやイス等) は、定期的に消毒する。
- 休憩スペースへの入退室の際は、その前後に手洗いを。

3. 感染が疑われるお客様が発生した場合

○発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染が疑われるお客様がいる場合、客室内で待機するよう要請し、マスクの着用、不要不急な外出の自粛を要請する。
※事前に、他のお客様と区分して待機できる部屋等を決めておく。

○他のお客様との接触を避け、対応するスタッフも限定する。

○近隣の医療機関に電話で相談し、お客様の状況や症状を伝え、指示に従い対応する。

IV. 具体的な感染予防対策

【 体 験 事 業 者 】

1. 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項等

(1) 留意すべき基本原則

- スタッフと体験客及び体験客同士の接触をできるだけ避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保する。
- 感染防止のための体験客の整理（密にならないように対応）
- 体験施設への手指消毒設備の設置
- マスクの着用（スタッフ及び体験客に対する周知）
- 体験施設の換気（屋内施設）
- 体験施設の定期的な消毒
- 体験客への定期的な手洗い、消毒の要請
- スタッフの毎日の体温測定、健康チェック

(2) 各エリア・場面の共通事項

- 他人と共有する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- 複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- 体験に使用する物品は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る。
- 人と人が対面する場所は、距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を保つ又はアクリル板、透明ビニールカーテン等で飛沫感染を防止する。
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- 手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- 体験客やスタッフがいつでも使えるようにアルコール液を設置する。
- 無症状感染者がいる可能性があることを踏まえ、感染防止等を図る。

(3) 利用の禁止

以下のいずれかに該当する場合、体験客並びにスタッフの体験施設の利用を禁止する。

- ①風邪の症状（くしゃみや咳が出る）や 37.5 度以上の発熱がある。
- ②強いだるさ（けん怠感）や息苦しさがある。
- ③咳、痰、胸部の不快感がある。
- ④新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある。
- ⑤同居家族や身近な知人に感染の疑いがある。
- ⑥入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航、並びに当該在住者との濃厚接触がある。
- ⑦嗅覚や味覚に異常を感じる。
- ⑧その他、新型コロナウイルス感染症の感染の可能性がある症状がある。

2. 各エリア・場面の留意点

(1) 受入時

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳、咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。申し出があった場合は、同意を得たうえで、速やかに近隣の医療機関に電話で相談し、その指示に従う。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意し、体験者名簿を適正に管理する。
- ・手指の消毒設備（アルコール等）を設置する。
- ・体験開始前に手指の消毒を依頼する。
- ・案内や体験内容等の説明は、拡声器等を使用し大声で説明しない。

(2) 見送り時

- ・体験実施後は手洗い、手指消毒を要請する。
- ・体験施設への不要な長居を避けるよう要請する。
- ・見送るスタッフは、最低限の人数で行う。

(3) 清掃等の作業

- ・清掃時のマスク、使い捨て手袋の着用
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理
- ・設備、備品を清拭消毒
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える。（屋内施設）
- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃

- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を定期的に消毒
- 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃

(4) トイレ (感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- 便器内は、通常の清掃
- 不特定多数が接触する箇所は、清拭消毒
- 洋式トイレの場合、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう要請
- ペーパータオルを設置するか、タオルを持参するよう要請
- ハンドドライヤーは中止し、共通タオルの使用は禁止
- 常時、換気強化

(5) スタッフの休憩スペース (感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- スタッフ等はマスクを着用する。
- 対面で食事や会話をしないようにする。
- 常時換気する。
- 共有する物品 (テーブルやイス等) は、定期的に消毒する。
- 休憩スペースへの入退室の際は、その前後に手洗いする。

3. 感染が疑われるお客様が発生した場合

○発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染が疑われるお客様がいる場合、マスクの着用、不要不急な移動の自粛を要請し、他のお客様との接触を避け、対応するスタッフも限定する。

○近隣の医療機関に電話で相談し、お客様の状況や症状を伝え、指示に従い対応する。

V. 『新しい生活様式』における熱中症対策

近年、熱中症による健康被害が数多く報告されており、気温の高い日は特に対策を万全に期することが重要となります。さらに、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』が示され、今後は、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3つの密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式を実践することが求められています。

このように、これまでとは異なる生活環境下で、例年以上に熱中症にも気をつけなければなりません。「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』を進めていくうえでの熱中症のリスクについては、必ずしも科学的な知見が十分に蓄積されているわけではありませんが、特に心がけておくべき熱中症予防行動について、令和2年5月26日付け「令和2年度の熱中症予防行動について」（環境省大臣官房環境保健部環境安全課・厚生労働省健康局健康課）で示された対策に基づき、次のとおり留意点をまとめます。

●熱中症予防行動の留意点

（1）「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

- ・夏期の気温、湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れがあります。このため、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、熱中症のリスクを考慮し、マスクをはずしましょう。
- ・マスクを着用している場合には、強い負荷の作業や運動は避け、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給を心がけましょう。また、周囲の人との距離を十分にとれる場所で、適宜、マスクをはずして休憩することも必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症を予防するためには、冷房時でも換気扇や窓開放によって換気を確保する必要があります。この場合、室内温度が高くなるので、熱中症予防のためにエアコンの温度設定をこまめに調整しましょう。
- ・日頃の体温測定、健康チェックは、新型コロナウイルス感染症だけでなく、熱中症を予防するうえでも有効です。体調が悪いと感じたときは、無理せず自宅で静養するようにしましょう。

- 3密（密集、密接、密閉）をさけつつも、お互いに配慮し目配りや声かけをするようにしましょう。

（2）従来からの熱中症予防行動の徹底

○暑さを避けましょう。

- 室内の温度、湿度をこまめに確認し、適切に管理しましょう。
- 外出時は天気予報や「暑さ指数（WBGT）」を参考に、暑い日や時間帯を避け、無理のない範囲で活動しましょう。
- 涼しい服装を心がけ、外に出る際は日傘や帽子を活用しましょう。
- 少しでも体調に異変を感じたら、涼しい場所に移動し水分を補給してください（急に暑くなった日や、久しぶりに暑い環境で身体を動かす際には特に注意が必要です。）

○こまめに水分補給しましょう。

- のどが渇く前に、こまめに水分補給をしましょう。（一般的に、食事以外に1日あたり1.2Lの水分の摂取が目安とされています。）
- 激しい運動、作業を行ったとき、多くの汗をかいたときは塩分も補給しましょう。

○暑さに備えた体作りをしましょう。

- 厚くなり始めの時期から適度に運動（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で、毎日30分程度）を心がけ、身体が暑さに慣れるようにしましょう（暑熱順化）※ただし、その際は水分補給を忘れずに、無理のない範囲で実施